

平成19年10月15日
総長 裁定
改正：平成20年3月25日
改正：平成25年3月1日
改正：平成29年3月22日
改正：平成30年3月1日
改正：令和3年4月1日

定年年齢を超えた者の雇用の特例の取扱いについて

(目的)

第1条 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程（以下「特定有期規程」という。）第27条の定年年齢を超えた者の雇用の特例（以下「雇用の特例」という。）の取扱いについて、同規程第2条の規定に基づき、次のとおり定める。

(雇用の特例の承認)

第2条 雇用の特例の承認については、その雇用の目的（大学全体の業務や部局の必要性に基づくもの等）に応じ、役員会においてその必要性を勘案した上で判断する。ただし、年度末年齢65歳までの特任研究員、学術専門職員、特任専門員及び特任専門職員に係る雇用の特例の承認については、部局長（本部にあっては、当該職員の業務を掌理する理事又は副学長。以下同じ。）に委任する。

2 部局長は、前項ただし書により雇用の特例を承認したときは、速やかに担当理事に報告するものとする。

3 担当理事は、前項の報告を取りまとめて毎年4月の役員会に報告するものとする。

第3条 雇用の特例を適用する者の年齢の上限は、原則として雇用されている期間における年度末年齢が70歳とする。

(雇用の特例の事前協議)

第4条 次の各号に掲げる者の雇用の特例の承認を申請しようとする部局は、部局での申請についての決定に先立ち、担当理事に事前の協議を申し出るものとする。協議の申出を受けたとき、担当理事は指名する教員等の意見を聴取し、役員会に付議するかどうかを判断する。

(1) 本学を退職した東京大学教員の就業に関する規程第2条第1号に規定する教員（東京大学卓越教授規則第2条に規定する卓越教授の称号を付与されていた者を除く。以下「本学退職教員」という。）

(2) 70歳を超える本学退職教員以外の者

2 前項第2号に掲げる者のうちその契約期間（延長や更新を予定している期間を含む。）が1年以内の者は前項に規定する事前の協議を不要とする。

(部局教員組織の確認)

第5条 第2条の役員会の判断においては、本学退職教員に雇用の特例を承認することにより、部局の教員組織の新陳代謝に支障が生じないようにするための措置がとられていることの確認を含めるものとする。

(顕著な業績等)

第6条 雇用の特例の承認要件である顕著な業績等の定義には、学術上の顕著な業績のほか、教授会の決定に基づくその者の有する余人を持って替えがたい能力等を含むものとする。

(雇用財源の取扱い)

第7条 雇用の特例の承認を受け雇用することとなる特定有期雇用教職員の雇用財源は、当該財源の支出側の制約に従うものとする。

(定年退職時に在職していた部局での雇用)

第8条 雇用の特例の適用を受けた本学退職教員を本学退職時に在職していた部局において雇用することは、差し支えないものとする。

(部局運営への関わり)

第9条 雇用の特例を適用した本学退職教員の教授会への参加（オブザーバーとしての参加を除く。）や管理運営上の役職への就任については、認めないものとする。

なお、雇用の特例を適用した本学退職教員の学生への教育等の取扱いについては、各部局の判断に委ねるものとする。

(適用の特例)

第10条 特段の事情によりこの裁定により難しい場合については、役員会の決定に基づき別の取扱いができるものとする。

附 則

この裁定は、平成19年10月15日から実施する。ただし、この裁定の実施日以前に雇用の特例の承認を受けた者については、適用しない。

附 則

この裁定は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この裁定は、平成29年4月1日から実施し、同日以降の雇用の特例の承認申請について適用する。
- 2 平成29年3月31日以前に雇用の特例の承認を受けた者に係る改正前の裁定第9項の規定の適用については、改正後の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。